

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成24年9月21日

県南広域振興局長 田村均次

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン一関店 一関市山目字泥田89番地ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年9月8日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年9月5日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 協同組合江釣子ショッピングセンター

(イ) 株式会社イー・エス・シー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 岩手中部ショッピングプラザ 北上市北鬼柳19地割71番地ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年9月8日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年9月5日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所